

議案第18号

小金井市保育料徴収条例の一部を改正する条例

小金井市保育料徴収条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年1月30日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

保育料徴収基準の年齢区分を改正するため、本案を提出するものであります。

小金井市保育料徴収条例の一部を改正する条例

小金井市保育料徴収条例(平成11年条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表注1を次のように改める。

- 1 3歳未満児及び3歳以上児とは、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 3歳未満児とは、小金井市保育の実施に関する条例の規定による保育が実施された年度(次号において「保育実施年度」という。)の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度に限り3歳未満児とみなす。
 - (2) 3歳以上児とは、保育実施年度の初日の前日において3歳に達している児童をいう。

別表注2中「及び同法附則第5条第2項」を「、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表注3を次のように改める。

- 3 この表の階層区分D1階層からD20階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第78条第1項(同条第2項(第2号及び第3号にあつては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項及び第95条第1項から第3項までの規定
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項までの規定、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、平成25年4月以後の月分の保育料について適用し、同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。

小金井市保育料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例							現行条例							備考	
別表（第3条関係） 保育料徴収基準額表							別表（第3条関係） 保育料徴収基準額表								
保育を実施する児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額） 単位：円					保育を実施する児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額） 単位：円						
定義及び条件	階層区分	同一世帯で保育を実施する児童が1人の場合		同一世帯で保育を実施する児童が第2子の場合		同一世帯で保育を実施する児童が第3子以降の場合		定義及び条件	階層区分	同一世帯で保育を実施する児童が1人の場合		同一世帯で保育を実施する児童が第2子の場合		同一世帯で保育を実施する児童が第3子以降の場合	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
省略							省略								
<p>(注) 1 <u>3歳未満児及び3歳以上児とは、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>3歳未満児とは、小金井市保育の実施に関する条例の規定による保育が実施された年度（次号において「保育実施年度」という。）の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度に限り3歳未満児とみなす。</u></p> <p>(2) <u>3歳以上児とは、保育実施年度の初日の前日において3歳に達している児童をいう。</u></p>							<p>(注) 1 <u>3歳未満の児童とは、小金井市保育の実施に関する条例の規定による保育が実施された日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度に限り3歳未満児とみなす。</u></p>							保育料徴収基準の年齢区分の改正	
<p>2 この表の階層区分C1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C1階層、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額</p>							<p>2 この表の階層区分C1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C1階層、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p>							規定の整備	

を所得割の額又は均等割の額とする。

3 この表の階層区分D1階層からD20階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項（第2号及び第3号）については、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項までの規定
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項までの規定、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

4 省略

第1欄	第2欄	第3欄
省略	省略	省略

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、平成25年4月以後の月分の保育料について適用し、同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。

3 この表の階層区分D1階層からD20階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項
- (3) 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第22号）附則第10条

4 省略

第1欄	第2欄	第3欄
省略	省略	省略